

○筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例

平成30年 6 月15日 条例第19号

改正 令和 4 年11月28日 条例第16号

筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例  
(目的)

**第 1 条** この条例は、太陽光発電設備の適正な設置及び管理について、必要な事項を定め、事業者及び村の責務を明らかにすることにより、災害の防止、森林、農地等の良好な自然環境の維持及び住民が安心して生活できる住環境の保全並びに潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

**第 2 条** 筑北村の豊かな自然環境、安全安心な生活環境及び特色のある景観は、村民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、村民共通のかけがえのない財産として、現在及び未来の村民がその恵沢を享受することができるよう、地域住民の意向を踏まえて、その保全及び活用が図られなければならない。

(定義)

**第 3 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその付帯設備であつて、土地に自立して設置されるものをいう。
- (2) 太陽光発電設備設置事業 太陽光発電設備を設置し、発電を行う事業（木竹の伐採、切土、盛土、埋土等の造成工事を含む。）をいう。
- (3) 事業者 太陽光発電設備設置事業を行う者をいう。
- (4) 事業区域 太陽光発電設備設置事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に事業を行う土地を含む。）をいう。
- (5) 自治会等 その区域に事業区域が含まれる地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。
- (6) 近隣関係者 自治会等の代表者、自治会等の住民及び事業区域の境界から100m以内の区域にある土地、建築物、工作物の所有者、占有者、管理者又は借主並びに事業の実施に伴い影響を受けることが懸念される農林水産業を営む者をいう。
- (7) 保守点検責任者 太陽光発電設備の保守及び維持管理を行う者をいう。

(村の責務)

**第 4 条** 村は、第 2 条に定める基本理念にのっとり、この条例の適正かつ円滑な

運用を図らなければならない。

（事業者の責務）

**第5条** 事業者は、この条例の目的に沿って、村内における太陽光発電設備の適正な設置、保守及び維持管理のために村が講ずる措置又は施策に積極的に協力しなければならない。

2 事業者は、事業区域の選定にあたっては、あらかじめ法令等による規制、地形、地質、地盤等の土地条件、過去の災害記録、筑北村地域防災計画に掲載する災害危険箇所その他各種公表された災害危険想定地域の資料等、必要な情報を収集した上で、防災の観点から十分に検討し、太陽光発電設備設置事業に起因して災害発生を助長することが予想される区域については、事業区域として選定しないように配慮しなければならない。

3 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、筑北村の豊かな自然環境、安全安心な生活環境及び特色ある景観に十分配慮し、近隣関係者に対して事業計画について十分説明し、事業区域の周辺の住民との良好な関係を保つよう努めなければならない。

4 事業者は、太陽光発電を計画するとき、実施しているとき（中断しているときを含む。）、又は廃止するとき並びに廃止後においても災害の防止及び自然環境の保全に必要な措置を講じなければならない。

5 事業者は、太陽光発電設備設置事業に係る事故が発生したとき、又は苦情若しくは紛争が生じたときは、直ちに村長に報告し、必要な措置を講じるとともに、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

6 事業者は、太陽光発電設備設置事業を廃止したときは、速やかに原状回復の措置を講じるよう努めなければならない。

7 事業者は、太陽光発電設備設置事業に係る災害時及び廃止後の措置に充てる費用について、計画的に積立てを行わなければならない。

（村民の責務）

**第6条** 村民は、第2条に定める基本理念にのっとり、村の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

（適用を受ける事業）

**第7条** この条例は、本村の区域内に定格出力10キロワット以上の太陽光発電設備を設置する事業に適用する。ただし、当該事業が建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面で行われる場合には、この限りではない。

2 太陽光発電設備の設置を行おうとしている土地、現に行っている土地又は既に行われている土地が近接して、これらの土地が一連の区域を構成することとなる場合、各太陽光発電設備の定格出力が10キロワット未満でも、この条例を

適用する。

### 3 その他村長が定める太陽光発電設備

(抑制区域)

**第8条** 村長は、次の各号に掲げる区域を、災害の防止、自然環境の維持及び住環境の保全のために太陽光発電事業を抑制すべき区域（以下「抑制区域」という。）として指定し、事業者に対し、太陽光発電設備設置事業を行わないよう協力を求めるものとする。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地
- (2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項本文の規定により指定された保安林
- (6) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号イ及びロに掲げる農地
- (7) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物、同条第2項の規定により指定された特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物、文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第30条第1項の規定により指定された長野県史跡、長野県名勝若しくは長野県天然記念物又は筑北村文化財保護条例（平成17年条例第136号）第4条第1項の規定により指定された筑北村指定史跡、筑北村指定名勝若しくは筑北村天然記念物の存する土地の境界から100m以内の区域
- (8) 長野県立自然公園条例（昭和35年長野県条例第22号）第3条の規定により指定された県立自然公園の区域
- (9) その他前各号に準ずるものとして規則で定める区域

2 村長は、必要があると認めるときは、抑制区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

(事前協議)

**第9条** 事業者は、太陽光発電設備設置事業を行おうとするときは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「特別措置法」という。）第6条に基づく再生可能エネルギー

一発電事業計画等（以下「発電事業計画等」という。）の提出の前に、又はあらかじめ、太陽光発電設備設置事業に関する計画について村長と協議しなければならない。

2 事業者は、事業の計画に当たっては、次に掲げる事項について配慮し、又は調整等を行わなければならない。

（１） 関係法令を遵守すること。

（２） 抑制区域を事業区域に含めないこと。

（３） 環境省、資源エネルギー庁、長野県等が策定するガイドラインに従って適切に太陽光発電事業を行うこと。

（４） 雨水等による土砂流出が発生しないよう適切な対策を講ずること。

（５） 雑草等が繁茂しないよう事業区域内を適切な対策を講ずること。

（６） 木竹を伐採するときは、自然環境に配慮し必要最小限にとどめること。

（７） 設置場所の気象条件等を勘案した設計とすること。

（８） 景観に配慮すること。

（９） 生活環境に配慮すること。

（１０） 災害発生時の緊急連絡体制を整備すること。

（１１） 太陽光発電設備設置事業を廃止したときは、速やかに太陽光発電設備を撤去するとともに、事業区域跡地の荒廃防止措置を講ずること。

3 村長は、第１項の規定による協議（以下「事前協議」という。）の申出があったときは、関係機関と協議し、審査を行うものとする。

4 村長は、前項の規定により審査を行う場合において、必要と認めるときは、筑北村環境保全条例（平成17年筑北村条例第75号）第29条に規定する環境審査会に諮問することができる。

5 村長は、第３項の規定による審査が終了したときは、事業者に対し、その旨を通知するものとする。

6 村長は、必要と認めるときは、前項の規定による通知に太陽光発電事業に係る意見を付するものとし、事業者は意見に対して対策を講じなければならない。

7 第１項の規定にかかわらず、この条例の施行日前に発電事業計画等を既に提出している場合においては、太陽光発電設備設置事業に着手する日（以下「着手日」という。）の90日前までに村長と事前協議をしなければならない。

（標識の設置）

**第10条** 事業者は、近隣関係者に太陽光発電設備設置事業の計画を公開するため、次条第１項の規定による説明会開催の30日以上前から第16条第２項の規定による工事の完了確認が行われる日まで、規則に定めるところにより、公衆の見やすい場所に標識を設置しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により標識を設置したときは、速やかに村長に届け出

しなければならない。

(近隣関係者への事前説明)

**第11条** 事業者は、着手日の60日前までに、近隣関係者に対し、次に掲げる事項を説明し、同意を得なければならない。

(1) 太陽光発電設備設置事業計画の内容

(2) 防災、雨水処理の方法並びに自然環境、生活環境及び景観の保全に関する事項

(3) 資材、廃材等の搬出入の方法に関する事項

(4) 工事に伴う騒音、振動対策に関する事項

(5) 太陽光発電設備の保守及び維持管理に関する事項

(6) 災害その他非常事態への対応に関する事項

(7) 太陽光発電設備設置事業終了時の太陽光発電設備の撤去及び廃棄方法に関する事項

(8) 第9条第6項の意見への対応

(9) その他村長が必要と認める事項

2 事業者は、説明会の実施後において、近隣関係者から再度説明を求められたときは、可能な限りこれに応じ、近隣関係者との間で十分な話合いの機会を設けるよう努めなければならない。

3 事業者は、近隣関係者に対して前2項の規定による説明をしたときは、規則に定めるところにより、速やかに村長に報告しなければならない。

(近隣関係者の同意)

**第12条** 事業者は、太陽光発電設備設置事業の実施について、次条第1項に規定する協定の締結前に、自治会等の代表者及び事業区域から100m以内の区域にある土地、建築物、工作物の所有者、占有者、管理者又は借主並びに事業の実施に伴い影響を受けることが懸念される農林水産業を営む者の同意書を村長に提出しなければならない。

(協定の締結等)

**第13条** 事業者は、前4条に規定する手続その他太陽光発電設備設置事業に必要な手続を終了したときは、村長と太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する協定を、規則に定めるところにより締結しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により締結した協定を忠実に守らなければならない。

3 事業者は、事業区域内の土地又は太陽光発電設備を第三者に譲渡し、又は貸付しようとするときは、譲受又は貸付けをする者に対し、第1項の規定により締結した協定内容及び村長の指示事項を承継しなければならない。

4 事業者は、前項の規定により、太陽光発電設備設置事業を承継したときは、規則に定めるところにより村長に報告しなければならない。

(太陽光発電設備設置事業の着手)

**第14条** 事業者は、前条第1項の規定による協定の締結後、太陽光発電設備設置事業に着手するときは、規則に定めるところにより、着手日の30日前までに村長に届け出なければならない。

(変更等の届出)

**第15条** 事業者は、前条の規定による届出に係る太陽光発電設備設置事業の内容を変更(規則で定める軽微な変更を除く。)し、中止し、又は廃止しようとするときは、規則に定めるところにより、村長に届け出なければならない。この場合において、太陽光発電設備の定格出力の増加を伴う変更については、第9条から前条までの規定を準用する。

(工事完了の報告及び確認)

**第16条** 事業者は、太陽光発電設備設置事業に係る設置工事が完了したときは、規則に定めるところにより、速やかに届け出なければならない。

2 村長は、前項の規定による届出があったときは、当該太陽光発電設備の事業区域及び太陽光発電設備を確認し、その旨を通知するものとする。

(事業者及び保守点検責任者の掲示)

**第17条** 事業者は、当該太陽光発電設備設置事業により設置した太陽光発電設備の事業者及び保守点検責任者(以下「事業者等」という。)を第三者に対して明確にするため、公衆の見やすい場所に、規則に定めるところにより、標識を設置しなければならない。

(保守及び維持管理)

**第18条** 事業者等は、次に掲げる維持管理に関する基準に従って太陽光発電設備及び事業区域(以下「太陽光発電設備等」という。)の適正な保守及び維持管理(以下「維持管理等」という。)をしなければならない。

(1) 太陽光発電設備等は、土砂災害等の防止及び周辺地域の環境の保全に支障が生じないように、常時安全かつ良好な状態を維持すること。

(2) 太陽光発電設備等の周辺において土砂災害等が発生するおそれのあるときは、太陽光発電設備の損壊の防止又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じないために必要な措置を講じること。

(3) 土砂災害等により太陽光発電設備等の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに当該太陽光発電設備等の復旧又は当該支障の除去のため必要な措置を講じること。

2 事業者等は、太陽光発電設備等の適正な維持管理等をするため、規則に定めるところにより、太陽光発電設備等の維持管理等に係る計画を作成し、村長に提出しなければならない。

3 事業者等は、前項の規定により作成した計画に基づき、太陽光発電設備等の

維持管理等を行い、太陽光発電設備等の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに当該太陽光発電設備等の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置を講じるとともに、規則に定めるところにより、村長に報告しなければならない。

- 4 前2項の規定は、太陽光発電設備等の維持管理等に係る計画を変更した場合に準用する。

(報告及び立入調査)

**第19条** 村長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は村の職員に事業区域に立ち入り、当該太陽光発電設備設置事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 事業者は、前項の規定による報告を求められた事項について、速やかにこれに対する報告書を作成し、村長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により立入調査をする村の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項による権限は、犯罪調査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言、指導又は勧告)

**第20条** 村長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができる。

- 2 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(1) 事業者が、第9条第1項(第14条の規定により準用する場合を含む。)の規定による事前協議をせず、又は虚偽の事前協議をしたとき。

(2) 第10条に規定する標識の設置をしないとき。

(3) 第11条に規定する事前説明をしないとき。

(4) 第13条第1項に規定する協定を締結しないとき、又は同条第2項の規定による協定の内容を守らなかったとき、並びに同条第4項に規定する報告をしないとき。

(5) 第14条、第15条及び第16条第1項に規定する届出をしないとき。

(6) 条例第18条第2項で規定する計画書を提出しないとき、又は同条3項に規定する復旧又は支障の除去をしないとき、並びに報告をしないとき。

(7) 条例第19条第1項の規定による事業区域への立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(8) 条例第19条第2項に規定する報告書若しくは資料を提出せず、若しくは

虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(9) 前項の規定による助言又は指導に正当な理由なく従わないとき。

(命令)

**第21条** 村長は、前条第2項に規定する勧告を受けた事業者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要と認めるときは、その事業者に対し相当の猶予期間をつけてその勧告に係る措置を講ずるよう命令することができる。

2 村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

3 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

4 村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第1項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見聴取を行わなければならない。

5 村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第1項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

6 第4項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

7 第1項の規定による命令については、筑北村行政手続条例（平成17年筑北村条例第13号）第3章（第12条及び第13条を除く。）の規定は適用しない。

(公表)

**第22条** 村長は、第19条第2項の規定による勧告又は前条の規定による命令（以下「命令等」という。）を受けた事業者が、正当な理由がなく当該命令等に従わないときは、当該命令の内容、当該命令等を行うに至った経過、当該命令等を受けた者の氏名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）並びに当該命令に対する事業者の対応を公表することができる。

2 村長は、前項の規定による公表をしようとするときは、公表される事業者に対し、あらかじめ、規則に定めるところにより、その理由を通知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

(国又は県への報告)

**第23条** 村長は、前条第1項の規定による公表をしたときは、当該公表に係る内容を国又は県に報告することができる。

(防災等の措置)

**第24条** 事業者は、太陽光発電設備設置事業により周辺地域にがけ崩れ、出水又は土砂の流出による災害が生じないように、擁壁その他の土止め施設等の設置について、安全上必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、太陽光発電設備設置事業の休止又は廃止をしようとするときは、既に施工された太陽光発電設備設置事業によって周辺地域住民に被害を及ぼさないよう適切な措置を講じなければならない。

(災害の復旧)

**第25条** 事業者は、太陽光発電設備設置事業に起因して災害が発生したときは、村その他関係機関と速やかに協議し、誠意をもって災害の復旧を行わなければならない。

(既存施設の標識の設置)

**第26条** この条例の施行日前に村内に設置された太陽光発電設備の事業者は、第17条の規定による標識を設置しなければならない。

(既存施設の維持管理)

**第27条** この条例の施行日前に村内に設置された太陽光発電設備の事業者等は、第18条に規定する保守及び維持管理をしなければならない。

(委任)

**第28条** この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日から60日を経過する日までに事業に着手する事業者は、施行日から60日以内に第9条に規定する事前協議、第11条に規定する自治会等への事前説明、第12条に規定する届出及び第13条の協定の締結を行わなければならない。

## 附 則 (令和4年11月28日)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。